

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-48680(P2015-48680A)
 【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)
 【年通号数】公開・登録公報2015-017
 【出願番号】特願2013-182679(P2013-182679)
 【国際特許分類】

E 0 4 D 13/072 (2006.01)

【F I】

E 0 4 D 13/072 5 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月29日(2016.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

両端で軒樋の耳縁に係合して該軒樋を吊持する帯状の支持本体部と、
前記支持本体部に固定される帯状の鋼板を屈曲した固定部であって、互いが重なり合う第1辺部と第2辺部と、前記第2辺部から折り曲げられ前記第2辺部となす角度が取り付けられるべき屋根勾配の角度に対応する第3辺部とを有し、前記第1辺部には第1透孔が設けられ、前記第1辺部に正対する前記第2辺部の位置には下孔が設けられた固定部とを有し、

折板屋根の折板の前端部を前記第1辺部と第2辺部とで挟み、前記第1透孔からタッピングネジを螺合することにより、タッピングネジが前記下孔に雌ネジを形成しつつ螺合することを特徴とする軒樋吊り金具。

【請求項2】

前記第1辺部は、前記第2辺部よりも張り出した張出部を有し、該張出部に前記第1辺部及び前記折板を結合させるためのボルトを挿通される第2透孔を形成されていることを特徴とする請求項1記載の軒樋吊り金具。

【請求項3】

前記固定部は相対位置を調整可能なように前記支持本体部を固定する螺軸を有し、前記螺軸が前記軒樋の重心の直上に位置し、前記第1透孔が前記螺軸の鉛直線上付近に設けられていることを特徴とする請求項1記載の軒樋吊り金具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記目的を達成するため、本発明に係る軒樋吊り金具は、両端で軒樋の耳縁に係合して該

軒樋を吊持する帯状の支持本体部と、前記支持本体部に固定される帯状の鋼板を屈曲した固定部であって、互いが重なり合う第1辺部と第2辺部と、前記第2辺部から折り曲げられ前記第2辺部となす角度が取り付けられるべき屋根勾配の角度に対応する第3辺部とを有し、前記第1辺部には第1透孔が設けられ、前記第1辺部に正対する前記第2辺部の位置には下孔が設けられた固定部とを有し、折板屋根の折板の前端部を前記第1辺部と第2辺部とで挟み、前記第1透孔からタッピングネジを螺合することにより、タッピングネジが前記下孔に雌ネジを形成しつつ螺合することを特徴とする。